

自動販売機設置事業者募集要項

松伏町では、本庁舎等に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合的評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と町有財産の賃貸借契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書をよくご確認いただき、内容をご承知の上、ご参加ください。

1 目的

町有財産を有効活用し、本庁舎等の利用者等の利便性の向上を図り、自主財源の確保及び設置業者選定手続きの公平性や透明性を高める。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 松伏町暴力団排除条例（平成24年9月25日条例第15号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (3) 法人にあつては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては埼玉県内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 県税、町税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び松伏町契約規則（平成8年4月1日規則第9号）第3条の規定により松伏町の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

3 募集事項等

- (1) 自動販売機を設置するため町有財産の賃貸借
- (2) 設置場所及び面積（設置台数）

物件番号	財産名称	所在地	設置箇所	設置面積 (幅×奥行)	台数
1	松伏町役場	北葛飾郡松伏町大字 松伏 2424 番地	本庁舎 1 階 (案内図・配置図)	1.70m×1.00m以内 ※回収ボックス含む。	1 台
2	松伏町役場	北葛飾郡松伏町大字 松伏 2424 番地	本庁舎 1 階 (案内図・配置図)	1.70m×1.00m以内 ※回収ボックス含む。	1 台
3	松伏町役場	北葛飾郡松伏町大字 松伏 2424 番地	本庁舎 1 階 (案内図・配置図)	1.70m×1.00m以内 ※回収ボックス含む。	1 台
4	児童館 (ちびっ子 らんど)	北葛飾郡松伏町松葉 1 丁目 6 番地 3	児童館内 (案内図・配置図)	1.20m×1.00m以内 ※回収ボックスについては、 0.70m×0.60m以内	1 台

5	記念公園	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東3丁目	敷地内 (案内図・配置図)	1.60m×1.00m以内 ※回収ボックス含む。	1台
6	記念公園	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東3丁目	敷地内 (案内図・配置図)	1.60m×1.00m以内 ※回収ボックス含む。	1台
7	記念公園	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東3丁目	敷地内 (案内図・配置図)	1.60m×1.00m以内 ※回収ボックス含む。	1台
8	B & G 海洋センター	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東3丁目14番地8	センター内 (案内図・配置図)	1.25m×1.00m以内 ※回収ボックスについては、 0.35m×0.60m以内	1台

- ※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。
- ※2 管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することがある。
- ※3 物件番号1、2及び8については、既設自動販売機の商品と同様のものとならないよう配慮すること。
- ※4 物件番号3については、食品とする。
- ※5 物件番号4については、児童館の来場者を考慮した商品とすること。
- ※6 物件番号5、6及び7について複数応募する場合は、販売商品の内容が重複しないよう配慮すること。
- ※7 物件番号8については食品も含めた複合的自動販売機とする。
- ※8 物件番号1、2及び3については、閉庁日は土日祝祭日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとなる。また、開庁時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなり、休閉庁時の入庁はできない。
- ※9 物件番号8については、休館日は月曜日（月曜日が祝祭日の場合は翌日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとなる。また、開館時間は、午前8時30分から午後9時までとなり、休閉館時の入館はできない。
- ※10 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのため、扉の開閉等に支障がないかなど事前に設置場所の確認を行うこと。
- ※11 自動販売機の設置、撤去等については、事業者の責任において実施すること。
- ※12 電気料について、飲料水等にあつては月額6,000円、冷蔵等を要しない食品にあつては月額2,000円とする。

(3) 設置期間等

ア 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで(更新なし)

イ 本募集要項において設置が決定し、契約した事業者は、松伏町と協議の上、原則として平成29年4月1日(土)～12日(水)の間に自動販売機を設置すること。

(4) 貸付条件等については別添仕様書による。

(5) 募集する事業者は、(2)の物件番号(設置箇所)ごとに選定する。

(6) 《参考データ》自動販売機の設置済み場所の年間売上本数等

物件番号	設置場所	種別	1年間の売上本数 (H27.4～H28.3)	利用人数等 (H27.4～H28.3)
1	本庁舎1階	飲料水等 (缶・ペットボトル)	11,331本 (現アサヒ)	職員等数約180人 +来庁者
2	本庁舎1階	飲料水等 (缶・ペットボトル)	13,886本 (現コカ・コーラ)	
3	本庁舎1階	食品(カップ麺)	225個 (東洋水産)	
4	敷地内	乳飲水等 (缶・ペットボトル等)	5,927本 (現ヤクルト)	施設利用者数 約53,000人

5	敷地内	飲料水等 (缶・ペットボトル)	5,260本 (現コカ・コーラ)	テニスコート等利用件数 約5,000件
6	敷地内	飲料水等 (缶・ペットボトル)	5,873本 (現コカ・コーラ)	
7	敷地内	飲料水等 (缶・ペットボトル)	7,762本 (現コカ・コーラ)	
8	センター内	飲料水等 (缶・ペットボトル)	2,072本 (現サントリー)	施設利用者数 約50,000人

4 応募手続き

(1) 参加申込み

参加を希望する者は、参加申込書等（ウに掲げる書類）を提出しなければならない。複数の貸付場所で参加を希望する場合は、ウに掲げる書類のうち、③、④及び⑤については、3（2）の物件番号ごとに1部、他の書類は1部を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出期間

平成29年1月30日（月）から2月10日（金）まで（ただし、閉庁日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分までの間

イ 提出場所

松伏町役場企画財政課総合政策担当

北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地 本庁舎2階

電話 048-991-1818

ウ 提出書類

	提出書類
①	参加申込書（様式第1号）
②	応募資格要件を証する書類
③	賃貸借料提案書（様式第2号）
④	自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）
⑤	設置する自動販売機のカタログ
⑥	自動販売機設置業者登録書（写）

※1 法人の場合には、代表者印とすること。ただし、代理人を定める委任状を提出している場合又は代表者印と異なる印を使用する申請を行っている場合は、その使用する印鑑とする。

※2 ②の提出書類は、「埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録名簿」に登録してある場合は、不要。その場合、登録されていること証するものを提出すること。

※3 ②の応募資格要件を証する書類について、「2 応募資格要件」の（1）、（2）、（6）及び（7）に関する内容は、様式第4号により提出すること。また、（3）については資格証明等（商業登記簿謄本、組合等の組織の場合は構成員名簿、規約等）、（5）については納税証明書を添付すること。

※4 賃貸借料提案書（様式第2号）は、封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印（担当者印で可）し、提出のこと。

※5 カタログには、設置する自動販売機が特定できるよう明記しておくこと。

(2) 提出方法

提出期間内に、必要書類を直接持参すること。ただし、直接持参ができない場合は郵便の受付も認めるが、封筒に「自動販売機参加申込書」と朱書きし、必ず書留郵便で提出場所あてに提出期間内に必着するよう送付すること。（電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

- (3) 賃貸借料提案書（様式第2号）に記載する金額
- ア 物件3以外 記載する金額は、年額とする。
 - イ 物件3 売上金額に対する割合とする。
 - ウ 設置予定事業者決定に当たっては、賃貸借料提案書（様式第2号）に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって賃貸借金額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

5 提出書類に関する説明

選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

6 設置予定事業者の決定方法等

(1) 設置予定事業者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とする。

(ア) 賃貸借料提案書（様式第2号）に記載された金額が、松伏町契約規則（平成8年4月1日規則第9号）第9条の規定に基づいて定められた予定価格に108分の100を乗じて得た額以上の価格であること。

(イ) 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）（以下「提案書」という。）の各提案内容が、すべて記載されていること。

なお、該当がない場合はその旨を記載のこと。

イ 総得点の算定方法

総得点 = 内容点 + 価格点

評価項目及び評価点

内容点	評価項目	評価の視点	配点	小計点	
	1	社会貢献度	ボランティア活動等	3点	3点
	2	設置施設対応	設置施設への事業協力	2点	6点
			商品補充及びゴミの回収頻度	2点	
			トラブル等への対応	2点	
	3	自動販売機機能	省エネルギー性能、防災対策機能	3点	3点
	4	商品内容	販売商品内容	3点	3点
	5	事業提案	企画商品の販売、売上増に関する提案など	30点	30点
内容点計			合計	45点	

価格点	提案価格	提案賃貸借料に基づき算定	55点

総得点	100点
-----	------

ウ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が高点の場合は、内容点が高点の者のくじ引きで設置予定事業者を決定する。

(2) 設置予定事業者の決定時期

選定は、平成29年2月中旬に行う予定である。

(3) 選定結果の通知

平成29年3月6日(月)以降、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

(4) 設置予定事業者決定の例外

設置予定事業者の決定時期において応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としない。

また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

(5) 設置予定事業者等の公表について

設置予定事業者を決定したときは、次の事項について松伏町のホームページに掲載するものとする。

- ・ 公募自動販売機数
- ・ 公募参加者数
- ・ 設置事業者決定日
- ・ 各設置事業者名
- ・ 各設置事業者の総合評価得点(総得点)

7 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 不正行為による応募
- イ 貸借料提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ウ 貸借料提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの
- エ 参加申込書(添付書類を含む。)に虚偽の記載を行ったもの
- オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

- ア 提出した書類は、提出期限を過ぎた後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。ただし、松伏町から補正を求められた場合はこの限りでない。
- イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定時期を延期し、又は取り止めることがある。

8 契約

(1) 別添契約書のとおりとする。

(2) 設置予定事業者は平成29年3月17日(金)までに、契約書に記名押印の上、松伏町役場企画財政課に提出し、自動販売機設置に関する契約を締結する。

なお、契約締結以後の取引については、施設所管課が担当するものとする。

(3) 契約金額によっては印紙を貼付することとなるが、印紙代は設置予定事業者の負担とする。

9 設置予定事業者の決定取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。

- ア 8(2)に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき
- イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき

- ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき
 - エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと松伏町が判断したとき
- (2) (1)により、設置予定事業者の決定を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、総得点において次点の者と随意契約交渉を行う（予定価格以上の者）。

10 質問方法

自動販売機設置事業者募集要項等に対する質問方法等は次による。

(1) 質問の方法

質問は、平成29年1月23日（月）から1月27日（金）午後5時15分までに、質問書（様式第5号）の様式を使用し、原則として電子メールにより、12に示すメールアドレスあてに提出すること。

なお、質問は必要最小限とすること。また、受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

(2) 質問への回答

原則として、質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、各設置事業者に共通する質問事項及び回答は、取りまとめて平成29年2月2日（木）までに松伏町のホームページに掲載する。

11 その他

- (1) 本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び松伏町契約規則（平成8年4月1日規則第9号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置、現に受けている行政財産使用許可の取消、普通財産貸付契約の解除等を行うことがある。

12 問い合わせ先

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地
松伏町役場企画財政課総合政策担当 稲葉
TEL：048-991-1818
FAX：048-991-7681
E-mail：kizai1020100@town.matsubushi.lg.jp